

にちなん新生活応援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱（以下「要綱」という。）は、日南町補助金等交付規則（昭和45年日南町規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、にちなん新生活応援奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 奨励金は、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口減でも持続的で活力ある地域をつくるために、結婚や出産を機会とした若年者のUIJターンを促進することを目的とする。

(交付条件)

第3条 奨励金の受給資格及び交付条件は、次の表に定めるところによる。

適用要件	奨励対象者	奨励金額
県外から日南町に新たに転入した世帯に交付する奨励金 【適用要件】 (1) 日南町に継続して3年以上定住する意思があること。 (2) 世帯員全員が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。 (3) 転入後、3年未満に奨励対象者が県外へ転出した場合は、奨励金の全額を返還することに同意すること。県内の他市町村へ転出した場合は、奨励金の半額を返還することに同意すること。 (4) 町及び県が、補助金事業	県外から日南町に新たに世帯2人以上で転入し住民登録をした世帯であって、次の各号をすべて満たしている者とする。 (1) 申請日の前2か月以内に世帯2人以上で日南町に住民登録をした世帯。 (2) 日南町への転入日において、世帯員のいずれか（子を除く）が満39歳以下であること。 (3) 世帯員のうち、県内市町村に移住したことがある者がいた場合、当該者が県外に転出後1年以上経過していること。 (4) 転勤、研修等による転入でなく、日南町に継続して3年以上定住する意思があること。 (5) 申請時において、以下のいずれかの要件を満たすこと。 ・結婚をして10年以内であるこ	1世帯あたり20万円とする。

に関わる情報発信やアンケート等を実施する場合、協力することに同意すること。	<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中であること。 ・世帯内に高等学校入学前の子がいること。(同居又は近居していること) 	
---------------------------------------	--	--

第4条 前条に該当し、奨励金の交付を受けようとする者は、定住意思確認書など必要書類と共に、様式第1号により申請するものとする。

(奨励金の交付)

第5条 町長は、前条により奨励金を交付すべき者と決定したときは、様式第2号により交付決定通知を、また交付することが不適当と決定した時は様式第3号により不交付決定通知をそれぞれするものとする。

(奨励金の返還)

第6条 町長は、規則第23条により、奨励金の全額及び一部を返還させる場合は、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

要綱は、令和3年4月1日から施行する。